

資料

天理市男女共同参画行動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現に向けて、総合的な視点に立った男女共同参画行動計画を策定するため、天理市男女共同参画行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画行動計画の策定に関すること。
- (2) 必要な資料の収集及び調査に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員10名で組織する。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 学識経験者 | 3名 |
| (2) 市議会の議員 | 1名 |
| (3) 各種団体・企業の代表者 | 3名 |
| (4) 市民代表 | 2名 |
| (5) 天理市男女共同参画社会推進庁内連絡会代表者 | 1名 |

2 委員は、別表1に掲げるものをもって充てる。

3 委員は、施行期日より市長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は平成18年3月31日とする。

2 委員が欠けた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によりこれらを決める。

2 会長は、委員会を代表し、会務全般をまとめる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、男女共同参画課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

天理市男女共同参画行動計画策定委員会審議経過

開催年月日	策定委員会	内 容
平成17年 7月		(庁内ヒアリング実施)
平成17年 8月 5日	第1回策定委員会	委員の委嘱・設置の趣旨説明 会議の運営と今後の予定 庁内ヒアリングの報告 計画体系・基本施策の検討
平成17年 9月17日		(『男女共同参画市民フォーラム2005』実施) ～基調講演とパネルディスカッション～
平成17年10月25日	第2回策定委員会	第1章(計画の基本的な考え方)の検討 第2章(計画策定の背景)の検討 第3章(計画の内容)基本目標Ⅰの検討
平成18年 1月11日	第3回策定委員会	前回内容の修正及び確認 第3章(計画の内容)基本目標Ⅱ・Ⅲの検討 具体的施策の検討
平成18年 2月21日	第4回策定委員会	行動計画ネーミング検討 行動計画(案)最終確認

天理市男女共同参画行動計画策定委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 名 等
加 藤 嘉久次	市議会議員
河 村 雅 文	連合奈良天理地域協議会代表(10月24日まで)
坂 梨 勝 利	連合奈良天理地域協議会代表(10月25日から)
瀬 川 恵 子	天理市男女共同参画社会推進庁内連絡会代表
西 村 佳 之	市民代表(一般応募者)
○ 浜 田 進 士	学識経験者(子どもの人権ファシリテーター)
原 田 眞 人	シャープ(株)技術本部・総務部副参事
平 岡 とみ代	学識経験者(助産師)
松 井 千 恵	天理市女性教育推進連絡協議会会長
◎ 三 輪 昌 子	学識経験者(生活評論家)
毛利田 千 幸	市民代表(一般応募者)

◎ 会長 ○ 副会長

男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)

目次

前文

第1章 総則（第1条～第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴い

て、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日=平成13年1月6日）

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる
従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員
である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、
当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれ
の法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から10まで 略

11 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律
で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平
成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲
げる規定は、当該各号に定める日から施行する。



用語解説

◆ジェンダー P4

社会には、その時々社会意識や文化によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「生物学的性別」(セックス)に対して、「社会的性別」(ジェンダー)という。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも定着している中立的な概念である。性別による固定的な役割分担や偏見等が、社会的性別の視点によってつくられたものであることに気づくことの重要性が指摘されている。

◆サテライトオフィス P13

本社と情報通信ネットワークで結ばれた都市周辺部の衛星的な小規模オフィス。職住接近を可能にする。

◆在宅ワーク P13

パソコンなどの情報通信技術を活用し、本社から離れた事務所や自宅などで仕事をする働き方であるテレワークのうち、企業に属さず個人が請負的にサービスの提供を行うものをいう。個人企業家や自営業者などが、情報通信を活用して自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態であるSOHO (Small Office Home Office) に比べて、独立自営の度合いの薄いものをさす言葉として用いられることが多い。

◆セクシュアル・ハラスメント(セクハラ) P17

性的嫌がらせのこと。継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、「改正男女雇用機会均等法」では、セクハラ防止は事業主の責任としている。単に雇用関係にある者の間だけではなく、施設における職員とその利用者との間や団体、地域における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。

◆隠れたカリキュラム P26

正規のカリキュラムに対して、無意識のうちに子ども達に伝達している固定的な性別役割分担意識などをいう。日常的な習慣や学校行事、クラブ活動等における男女の役割分担、男性が大半を占める管理職の状況、男子優先の男女別名簿、男女を意識した進路指導などが挙げられる。

◆キャリア教育 P29

児童生徒一人一人のキャリア(生涯従事する仕事や生き方)発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育て、しっかりとした勤労観、職業観を身につけることを目的とした教育のこと。

◆エンパワーメント P31

個人の潜在能力を開発し、自己の権利や自尊心を回復することにより、経済力のみならず、政治的・社会的な意思決定に参画し、さまざまな場面において自分自身で決定できる力をもつことを意味する。

◆ドメスティック・バイオレンス(DV) P32

一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある男女(パートナー)間における暴力を指す。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、心理的な苦痛を与える精神的暴力、性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれる。被害者のほとんどが女性であることから「夫から妻への暴力」といわれている。平成13年(2001年)に「配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に関する法律」(「DV防止法」)が施行され、平成16年(2004年)には一部改正され、強化が図られている。

◆ストーカー行為 P32

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、執拗な「つきまとい」など、相手に迷惑や攻撃を与える行為。2000年(平成12年)に「ストーカー規制法」が制定され、定義が明確化されるとともに、処罰の対象となった。

◆NPO(Non Profit Organization) P35

民間非営利組織。福祉、環境、まちづくり、人権・平和など多様な分野で自主的な社会活動を行っている。1998年(平成10年)3月にはNPOに法人格を与え、活動を支援するための「特定非営利活動促進法(NPO法)」が成立。

◆ポジティブ・アクション(積極的改善措置) P38

社会の対等な構成員として、さまざまな分野の活動に参画する機会の男女間格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。例えば、自治体の審議会等委員への女性登用のための目標設定や女性公務員の採用・登用促進などが行われている。また個々の企業においても、男女の均等な機会及び待遇の実質的確保をめざし、自主的かつ積極的に進めている取組のことをいう。

◆家族経営協定 P50

農林水産省が進めている事業で、女性や若者にとって農業を魅力ある職業とするために、家族同士であっても適正な労働報酬、労働時間、休日、老後の生活保障等の就業条件や経営目標について話し合い、取り決めること。家族全員が経営に参画できる新しい家族経営の確立をめざす。

◆キャリアカウンセリング P51

相談者の育ってきた家庭環境や教育、職業能力、適性、経験などを把握し、さらに生き方や人生価値、将来ビジョンなどを視野に入れ、個人にとって望ましい職業選択や能力開発、キャリア設計を支援していく相談事業。

◆NGO(Non Governmental Organization) P52

非政府組織。開発、人権、環境、平和など地球規模の問題に国境を越えて取り組んでいる非営利の民間組織を指す。

◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利) P59

1994年にカイロで開催された「国際人口・開発会議」で提唱され、1995年の「第4回世界女性会議(北京会議)」でも重要な課題となった。女性が生涯を通じて、自らのからだについて自己決定を行い、健康を享受することであり、身体的、精神的、社会的にこの権利が保障される状態をいう。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、思春期や更年期における健康上の問題、人権を尊重した治療のあり方など生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題が含まれている。

男女共同参画に関する施策年表

年度	世 界	日 本	奈良県■ 天理市◆
昭和50年 (1975年)	◇国際婦人年世界会議開催 ◇「世界行動計画」採択(メキシコシティ) ◇1976年から10年を「国連婦人の10年」と決定	◇総理府婦人問題担当室発足 ◇「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企画推進会議」設置 ◇「育児休業法」公布(女子教員、看護婦、保母対象)	
昭和51年 (1976年)	◇ILOに「婦人労働問題担当室」設置	◇民法改正(離婚後の氏の選択)	■婦人問題に関する窓口を県民課とする
昭和52年 (1977年)		◇「国内行動計画」策定 ◇国立婦人教育会館開館 ◇「国内行動計画前期重点目標」発表	■「婦人問題施策推進連絡会議」設置
昭和53年 (1978年)		◇「国内行動計画第1回報告書」発表	■「婦人問題懇談会」設置 ■「世論調査」実施
昭和54年 (1979年)	◇「国連婦人の10年」エスカップ地域 政府間準備会議開催(ニューデリー) ◇「女子差別撤廃条約」採択		
昭和55年 (1980年)	◇「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ◇世界会議で「女子差別撤廃条約」署名	◇「国内行動計画第2回報告書」発表 ◇「女子差別撤廃条約」署名 ◇民法改正(配偶者の法定相続分)	■婦人の地位と福祉の向上をめざして婦人問題懇談会より「提言」
昭和56年 (1981年)	◇「ILO第156号条約」採択(ILO総会) ◇「女子差別撤廃条約」発効	◇「国内行動計画後期重点目標」決定	■「婦人対策課」設置 ■「奈良県婦人会議」設置 ■「婦人相談コーナー」開設 ■北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議を総理府と共催で実施
昭和57年 (1982年)			■「婦人情報コーナー」開設
昭和58年 (1983年)		◇「国内行動計画第3回報告書」発表	■「奈良県婦人問題啓発推進会議」設置
昭和59年 (1984年)	◇「国連婦人の10年」エスカップ地域 政府間準備会議開催(東京)		■「婦人問題啓発フェスティバル 婦人問題啓発推進大会」開催 ■「国連婦人の10年」最終年記念「婦人のつどい」及び「婦人の活動展」開催
昭和60年 (1985年)	◇「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催 ◇「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◇「国籍法」改正(国籍の父母両系主義確立) ◇「国内行動計画第4回報告書」発表 ◇「女性差別撤廃条約」批准	
昭和61年 (1986年)		◇「男女雇用機会均等法」施行 ◇「国民年金法」改正(女性の年金権確立)	■「奈良県女性センター」開設 ■「奈良県婦人行動計画」策定

年度	世 界	日 本	奈良県■ 天理市◆
昭和62年 (1987年)		◇「西暦2000年に向けての新 国内行動計画」策定	
平成元年 (1989年)		◇「新国内行動計画第1回報告書」 発表	
平成2年 (1990年)	◇「ナイロビ将来戦略の実施に 関する見直し及び評価に伴う 勧告」採択		◆「天理市女性教育推進連絡協 議会」設置
平成3年 (1991年)		◇「西暦2000年に向けての新 国内行動計画」第1次改定	■「奈良県女性の現状と意識に 関する調査」実施
平成4年 (1992年)		◇「育児休業に関する法律」施行 ◇婦人問題担当大臣創設 ◇「新国内行動計画第2回報告書」 発表	
平成5年 (1993年)	◇「世界人権会議」開催(ウィー ン)(国連総会)	◇「パートタイム労働法」成立 ◇中学校で家庭科が男女必修に なる	■「奈良県女性行動計画」＜修正 版＞策定 ■課の名称を「婦人対策課」から「女 性政策課」に変更 ■「婦人会議」を「女性問題懇話会」 に改称 ◆「女性施策係」設置
平成6年 (1994年)	◇「開発と女性」エスカップ地域 閣僚会議開催(ジャカルタ) ◇「国際人口・開発会議」開催(カ イロ)	◇総理府に「男女共同参画室」 設置 ◇高校で家庭科が男女必修になる ◇「子どもの権利条約」批准 ◇「男女共同参画審議会」設置 ◇「男女共同参画推進本部」設置 ◇子育て支援のための「エンゼ ルプラン」策定 ◇「新国内行動計画第3回報告書」 発表	■「男女が共に支える社会づくり のための県民意識調査」実施
平成7年 (1995年)	◇「女性に対する暴力をなくす 決議」採択(国連人権委) ◇「第4回世界女性会議」開催(北京) ◇「北京宣言・行動綱領」採択 ◇「人権教育のための国連10年」 始まる	◇「育児・介護休業法」成立 ◇「ILO第156号条約」批准	■「奈良県男女共同参画推進本部」 設置 ■「花ひらく-ならの女性生活史」 発刊
平成8年 (1996年)		◇男女共同参画審議会答申「男 女共同参画ビジョン」 ◇「男女共同参画2000年プラン- 男女共同参画社会の形成の促 進に関する平成12年(西暦 2000年)度までの国内行動 計画-」策定	■「データにみる奈良県女性の 現状-奈良県女性行動計画10 カ年のまとめ-」作成

年度	世 界	日 本	奈良県■ 天理市◆
平成9年 (1997年)		◇「男女雇用機会均等法」〔労基法〕 一部改正(平成11年4月全面 施行)	■「なら女性プラン21-奈良県女 性行動計画(第二期)-」策定 ◆女性施策係を課に昇格 ◆「男女共同参画社会づくり に向けての市民意識調査」実施
平成10年 (1998年)		◇男女共同参画審議会答申「男 女共同参画社会基本法につ いて」	◆「男女共同参画社会づくり に向けての市民意識調査報告書」 作成 ◆「天理市女性センター」開設 ◆天理市女性問題懇話会が「天 理市女性行動計画に向けての 提言」を提出
平成11年 (1999年)	◇国際高齢者年 ◇国連総会「女性差別撤廃条約 選択議定書」採択	◇「児童買春」、「児童ポルノ禁 止法」成立 ◇男女共同参画審議会答申「女 性に対する暴力のない社会 を目指して」 ◇「男女共同参画社会基本法」 成立 ◇「労働者派遣事業法」一部改正	◆天理市女性行動計画策定委員 会が「てんり女性プラン-天理 市男女共同参画社会づくり計 画-」を答申 ◆「天理市女性政策推進本部」 設置
平成12年 (2000年)	◇国連特別総会女性2000年会 議開催(ニューヨーク) 「北京宣言及び行動綱領の実 施促進のためのさらなる行動 とイニシアティブ」採択	◇「介護保険法」成立 ◇「児童虐待の防止等に関する 法律」成立 ◇「ストーカー規制法」成立 ◇男女共同参画審議会答申「男 女共同参画基本計画策定に 当たっての基本的な考え方」 ◇「男女共同参画基本計画」策定 ◇「男女共同参画局」設置 ◇「男女共同参画会議」設置	■「男女共同参画についてのア ンケート」実施 ◆「職場におけるセクシュアル・ ハラスメントに関するアンケ ート調査」実施
平成13年 (2001年)		◇雇用保険法等 一部改正 ◇「DV防止法」成立 ◇雇用対策法等 一部改正 ◇「育児・介護休業法」一部改正	■課の名称を「女性政策課」から 「男女共同参画課」に変更 ■「奈良県男女共同参画推進条例」 施行 ■「奈良県1日女性模擬議会」開催 ■「データでみるならの男女共 同参画」作成
平成14年 (2002年)			■「なら男女共同参画プラン 21」奈良県男女共同参画計画 (なら女性プラン21改訂版) 策定 ■「奈良県男女共同参画県民会議」 設置 ◆「天理市女性センター」から「天 理市男女共同参画プラザ」に 名称変更 ◆課の名称を「女性施策課」から 「男女共同参画課」に変更

年度	世 界	日 本	奈良県■ 天理市◆
平成15年 (2003年)		◇男女共同参画推進会議基本問題専門調査会「女性のチャレンジ支援策の推進について」提言提出 ◇雇用保険法等 一部改正 ◇国連女性差別撤廃委員会から女性差別撤廃条約にかかる推進について勧告 ◇「次世代育成支援対策推進法」成立 ◇「児童福祉法」一部改正 ◇「少子化社会対策基本法」成立	
平成16年 (2004年)		◇「職業安定法」及び「労働者派遣事業法」一部改正 ◇「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立 ◇女性差別撤廃委員会による勧告 ◇「DV防止法」一部改正 ◇「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)決定	◆「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施 ◆「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査報告書」作成
平成17年 (2005年)	◇「第49回国連婦人の地位委員会」開催(通称「北京+10」)(ニューヨーク)	◇「育児・介護休業法」一部改正 ◇「男女共同参画基本計画」(第2次)策定	◆天理市男女共同参画推進懇話会が「天理市男女共同参画計画(仮称)策定に向けての提言」を提出 ◆「天理市女性政策推進本部」から「天理市男女共同参画推進本部」に変更



第2次天理市男女共同参画社会づくり計画

かがやきプラン 21

～ ^{ひと}女と^{ひと}男 ともにつくろう 輝きのまち ～

発 行	天理市
担 当	市民部男女共同参画課
	〒632-0035
	奈良県天理市守目堂町89番地
	電話(0743)68-2666
発行年月	平成18年(2006年)3月
